

Ⅲ 社会の状況に対応する教育

1 生徒指導

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであり、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うことである。また、その目的は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることである。そこで、児童生徒が、深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である自己指導能力を獲得することが目指される。児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切である。その際に、特に以下の4点に留意したい。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ○ 自己存在感を感受できるような配慮 | ○ 共感的な人間関係の育成 |
| ○ 自己決定の場の提供 | ○ 安全・安心な風土の醸成 |

教育現場では、いじめ・不登校・暴力行為等が相互に関連しながら、憂慮すべき様々な問題等が生じている。教員は、こうした事態を真摯に受け止め、児童生徒への共感的な理解を一層深め、児童生徒の健全育成と問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に向け、チーム学校を意識した、学校全体で組織的に取り組む体制を確立し、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、個に応じた指導・支援と共に、全ての児童生徒を対象にした成長を促す生徒指導、予防的な生徒指導に計画的に取り組むことが大切である。

1 「居場所づくり」と「絆^{きずな}づくり」の場としての学校運営

(1) 学級や学校をどの児童生徒にも安心して過ごせる場所にしていこう

児童生徒が安心でき、自己有用感に裏付けされた自己肯定感や充実感を感じられる「居場所づくり」に努める。そのためには、以下のことを意識して児童生徒との信頼関係を築く必要がある。

- 児童生徒一人一人の言動を注意深く見守り、個の特性を理解しようとする。
- 楽しく分かる授業を展開する。
- 児童生徒を肯定的に受け入れる。

(2) 様々な集団における活動の場を設定し、多様性を生かす活動を充実させよう

児童生徒が協働する活動を通して社会性を身に付けるための「絆づくり」に努める。そのためには、以下のことを意識して児童生徒の主体的な学びを支援する必要がある。

- 児童生徒の考えを尊重する。
- 学級や学年等、様々な集団活動に参画する場を設定する。
- 集団の目標に向け、意見の違いや多様性を認め合いながら成長できる集団を目指す。

2 いじめ・不登校・暴力行為等への対応

(1) 未然防止、早期発見・早期対応、解消に努めよう

いじめ・不登校・暴力行為等については、未然防止と早期発見・早期対応に、「チーム学校」として、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。そのためには、教員が児童生徒と関わる時間を確保し、その中で児童生徒一人一人の心の動きを捉え、小さな変化を見逃さないようにしなければならない。

また、児童生徒同士や児童生徒と教員との間に温かい人間関係を構築するとともに、児童

会・生徒会活動をはじめとするあらゆる教育活動を活用し、学校にいじめや問題行動等を許さない風土を醸成することにも留意したい。

いじめに関しては、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであり、また、どの学校でも起こり得るものであるという認識をもつことが重要である。児童生徒の小さな変化や気になる言動等を発見した教員は、決して一人で抱え込まず、学校いじめ防止基本方針に則って組織で対応しなければならない。組織対応の中、事実を確認した上で、法に基づいて「いじめか否か」の判断をし、いじめと認知した場合は、被害児童生徒を守り通すことを第一に考え、教職員間で情報共有をし、保護者・関係機関と連携を図り、迅速に対応しなければならない。その際、加害児童生徒や周囲の児童生徒への指導も忘れてはならない。

不登校に対しては、登校や、学校復帰のみを目的に対応するのではなく、社会的自立を見据えた対応にも留意する。不登校の要因は複雑化・多様化しているため、児童生徒の様子や変化をよく見てその前兆を捉え、早期に対応することが重要である。また、児童生徒のみならず、その保護者へのサポート（教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との相談・専門機関の紹介）も併せて行い、保護者の不安や悩み等に寄り添い、その解消に努める。

暴力行為等に対しては、児童生徒との信頼関係を根底に指導しなければならない。学校の決まり等を守れない児童生徒の問題行動や非行に対しては、「社会で許されない行為は、子供でも許されない」と、毅然とした粘り強い対応が必要である。問題が潜在化、深刻化することもあるという認識で継続した指導を行い、見届けることを忘れてはならない。また、熱心な指導が、体罰等の力による指導や、児童生徒を心理的に追い込むような指導になってはならない。

(2) 教育相談活動を定期的・計画的に実施しよう

教育相談では、児童生徒が自らの問題に気付き、それを自ら解決できるよう支援することが大切である。児童生徒との関わりを大切にし、相談活動を定期的・計画的に実施する。

(3) 「チーム学校」による生徒指導体制の構築を図ろう

いじめ・不登校・暴力行為等に対しては、校内の「報告・連絡・相談・確認」体制を確立し、「いじめ・不登校対策委員会」等の機能の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等を積極的・効果的に活用する。また、児童生徒の実態に即し、関係機関と連携した指導体制づくり、小・中学校が連携した生徒指導体制づくりを進め、指導・支援に当たることが必要である。特に、入学時に生活環境が変わることは大きな不安となるため、本人の特性や指導の経過・状況等も確実に引き継ぎ、長期的・継続的に支援していく。また、問題行動等の未然防止の観点から、家庭や地域との効果的な連携や協働が必要となる。

3 今日的な課題への対応

(1) 児童虐待（身体的・心理的・性的虐待、ネグレクト）やヤングケアラーを早期に発見しよう

「児童虐待の防止等に関する法律」により、児童虐待を発見しやすい立場にある教員は、早期発見に努め、疑わしい事案を発見したときは、速やかに通告をしなければならない。

【虐待が疑われる場合は】

- ① 速やかにできる範囲の情報を収集する。
- ② 市町村の児童虐待担当課への相談、福祉事務所若しくは児童相談所に通告する。
- ③ 通告後も、継続的に関係機関等と緊密に連携して、被虐待児童生徒への援助ができるようにする。

(2) 情報モラル教育を進めよう

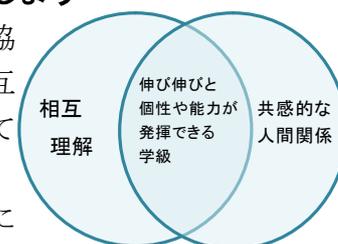
近年、「ネット上のいじめ」の問題や、有害サイトへのアクセス、SNS等のトラブル等で、犯罪に巻き込まれる事件が相次いでいる。そこで、学校では情報モラル教育の全体計画を策定し、学校全体で推進することが大切となる。インターネットやスマートフォン等の使用については、特に家庭でのルールづくりが必要であることから、「児童生徒自身が被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸したり、傍観したりしない」という視点で、保護者に対して啓発していくことが大切である。

【小 学 校】

1 心のつながりを大切にした学級・学校生活

(1) 共感的な人間関係で結び付いた、明るく、温かい学級づくりをしよう

学級づくりの基本は、何でも気がねなく話し合い、助け合って協力することのできる人間関係をつくり上げていくことである。相互理解と共感的な人間関係で結び付いた学級の中で、児童は安心して伸び伸びと自己の個性や能力を発揮することができる。児童相互、児童と教員が温かく関わり合うことができる明るい雰囲気づくりに心がけたい。



【心のつながりを大切にした学級】

【学級づくりのポイント】

- 教員が自らの人となりを開示しながら児童を見守り、一人一人が伸び伸びと生活を送ることができるような温かい雰囲気をつくる。
- 児童の長所を認め、一人一人の個性を生かす姿勢で、互いに支え合える雰囲気をつくる。
- 一人一人が楽しく生活するためのルールをつくり、教員は不正に対して、毅然とした態度で臨む。

(2) 児童と一緒に活動する機会を増やし、児童理解に努めよう

児童との人間的な関わりを深めることで、一人一人に存在感や自己実現の喜びを味わえる場と機会を与えることができる。また、「生徒指導は児童理解から始まる」と言われているように、児童一人一人の言葉に耳を傾け、その内容や表情等から、心の状態や気持ちの変化を敏感に読み取ることが大切である。児童と共に活動をしたり、日頃の生活の様子を観察したりすることからも、わずかな変化や違いに気付くことができる。いじめ・不登校等への対応は未然防止及び早期発見・早期対応が重要であり、その兆候は、児童の生活全般に何らかのサインとして現れるので、そのサインを見逃さないよう、全教職員が日頃から児童との関わりを大切にしなければならない。

さらに、各種の調査や検査、保護者や他の教員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、友達等から幅広く情報を得て、児童一人一人の特性や指導すべき点を多面的・総合的に捉える努力が必要である。

【児童理解のポイント】

- 児童との日常での関わりの中で、心の状態や気持ちの変化を捉える。
- 児童の生活の様子について、日頃から学年会等を通して教職員間で情報を共有する。
- こまめに児童の指導記録をとり、指導を振り返ったり、検証したりする。

(3) 楽しい授業、協働的な学びに心がけよう

児童は「楽しい授業」を望んでいる。そのために、教員は児童一人一人の個性や能力を大切にし、そのよさや可能性を生かすような授業の工夫・改善が必要である。一人一人の児童の活躍の場や学び合いの場を保障する授業づくりを進め、集団の中で自己有用感に裏付けされた自己肯定感を児童自身に実感させ、「生きる力」を形成するような学習を進めていく。

【授業づくりのポイント】

- 体験的、問題解決的な学習に取り組めるように教材を開発したり、単元構成を工夫したりする。
- 仲間と協力して調べたり、教え合ったり、自由に表現し合うような、主体的で対話的な学習態度を養う場面を意図的に取り入れる。
- 自己有用感に裏付けされた自己肯定感を育むための場面を意図的に取り入れる。

2 基本的な生活習慣の育成と規範意識の醸成

(1) 自主性、自律性を育てよう

基本的な生活習慣を身に付けさせるためには、身近に起きた様々な問題を、自身の問題として捉えさせ、発達段階を踏まえながら、自ら考え、判断し、主体的に解決する力を育むことが大切である。また、規範意識に基づいた行動を定着させるために、児童が自ら規範を守り行動するという自律性を育むことが重要である。

(2) 系統的、発展的な指導を心がけよう

児童の自主的な活動意欲を高め、望ましい生活習慣を育てていくためには、発達段階を踏まえ、見通しをもって系統的に指導や助言をすることが大切である。そのためには、学校の教育目標と学校行事との関連を考慮した生活目標を作成し、実践していかなければならない。教員は、児童の自主的な活動を計画的に支援し、たとえ小さな成果であっても積極的に評価し、みんなで決めたことを守ることが学校生活に不可欠であることを指導したい。

また、児童の自律性を育てるためには、規則正しい生活や授業規律、他者との関わり等の学校生活を振り返り、自らの生活を見直す取組が必要である。教員が児童の心や行動の実態を十分に把握し、的確な指導や支援をすることで、児童自身が判断して行動する姿勢が身に付いていくのである。

3 校内の指導体制づくりと家庭・地域・関係機関との連携

(1) 教職員の共通理解のもと、一貫性のある粘り強い指導をしよう

校内の生徒指導体制が効果的に機能するためには、校長のリーダーシップのもと、全教職員で学校としての具体的な指導の方針や方法等の共通理解を図り、一貫性のある粘り強い指導をしなければならない。校内のいじめ対策委員会や不登校対策委員会等で生徒指導の目標を確認し合い、年間指導計画に基づいた実践を積み重ねることが大切である。

また、共に支え合う教職員集団を目指し、日常的に何でも話し合える雰囲気づくりに心がけるとともに、学級の問題を包み隠さず、教職員間で情報共有し、行動連携していく姿勢が大切である。

(2) 家庭・地域・関係機関との連携を深めよう

望ましい生活習慣の確立や人格の形成は、家庭に負うところが大きいことから、日頃から家庭との双方向の「情報共有」を図りつつ指導に当たりたい。その際には、児童の健やかな成長を願う保護者の思いをしっかりと受け止め、協力していく姿勢をもつことや、「一緒に～しましょう」という「行動連携」の姿勢をもって対応をしていくことが大切である。

また、地域の人々にも学校の様子や生徒指導の実態を広く知ってもらい、連携・協働して「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが大切である。学校だけで解決することが難しい問題には、警察、児童相談センター、民生・児童委員、主任児童委員等とも連携して、児童の指導・支援に当たりたい。

4 教員の力量を高める研修の充実

- ・ 学級・学年経営の方法（グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の活用）や児童の心を開くカウンセリングの方法等を学ぶ。
- ・ 児童が他者と関わりながら主体的に取り組むための生徒指導の在り方を学ぶ。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部講師等を交えた事例検討を行い、様々な問題行動・不登校等への対応の仕方を学ぶとともに、児童理解を深める。

【中 学 校】

1 人間性豊かな生徒の育成

(1) よりよく生きる生活態度を育成しよう

複雑で予測困難といわれる社会において、生徒一人一人に、社会の変化に主体的に向き合い、関わり合い、新たな社会を創り出すことができる資質・能力を育成することが必要である。そのためには、生徒一人一人が集団の成員としての自覚を深め、自己の特性を生かし、個性を伸ばしていくように援助するとともに、よりよく生きようとする態度を養っていくことが重要である。

【社会の変化に主体的に向き合い、関わり合い、新たな社会を創り出すことができる資質・能力】

- 基本的な生活習慣の確立
- 適切な判断や意思決定に基づき、自ら責任をもって主体的に行動できる能力
- 多様な他者と協働して創造的に課題を解決する力
- 希望や目標をもって生きる態度

(2) 分かる授業、個を生かす授業を推進しよう

中学生になると、学習や進路に対する不安や悩みが多くなる。生徒が前向きな態度で学校生活を送るために、「授業が分かる」「学習が楽しい」といった充足感をもたせることが重要になる。そのためには、少人数指導や習熟度別指導等の学習形態の工夫、補充的・発展的な学習内容の工夫等、個に応じた指導を取り入れながら、生徒同士が関わり合い、認め合い、互いに学び合う場を設け、生徒が主体的に学ぶよう授業展開や指導計画を工夫することが重要である。

2 心に迫る生徒指導の推進

(1) 生徒と一緒に活動する機会を増やし、生徒理解に努めよう

生徒を理解するには、一人一人を客観的かつ総合的に知ることが第一歩であり、日頃から一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢が重要である。

学級担任の日頃の人間的な関わりに基づくきめ細かな観察や面接等に加えて、学年の教員、教科担任、部活動の顧問、養護教諭等も含めて、広い視野から生徒理解を深めることに努めたい。

【生徒理解のポイント】

- 生徒との日常での関わりや生活日記（振り返り）等から、心の状態や気持ちの変化を捉える。
- 学習や生活の様子について、日頃から学年会等を通して教職員間で情報を共有する。
- こまめに生徒の指導記録をとり、指導を振り返ったり、検証したりする。

(2) 自己有用感に裏付けられた自己肯定感を育もう

生徒一人一人の「居場所づくり」においては、自己肯定感を育むことが大切である。また、それらは「学級の役に立った」「仲間に喜んでもらった」という自己有用感に裏付けられていることが重要である。生徒に自己有用感を味わわせることは、生徒の社会性の基礎となる部分を育成するという点で重要である。学習や行事、生徒会活動等の際には、生徒自身に目標や工夫する点、努力する点等を考えさせ、その基準に沿って集団の中でどこまで達成できたのかを評価することが「認める」ことであり、自己有用感を育むことになる。

(3) 認め合い、高め合う集団づくりを目指そう

温かい人間関係は、学校生活の全ての基盤となる。教員の願いや仲間の思いを伝える場を設定し、日頃から生徒と教員の心が通じ合うように心がけるとともに、生徒を主体とした活動を展開させる中で、相互評価をし、学級を見つめ直す場を設けるなど、生徒が互いに認め合い、励まし合い、高め合える集団をつくることが大切である。

3 校内の指導体制づくりと家庭・地域・関係機関との連携

(1) 全教職員がチームとして全校生徒を育てよう

生徒指導が効果的に機能するためには、「学校全体で」を意識して指導に当たる姿勢が必要である。学校の指導方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、「チーム学校」の意識をもち、組織で対応する生徒指導体制の確立を図る。そのために、以下のことに留意して指導に当たる。

- | | |
|-----------|--|
| ○ チームで見る | 教職員がそれぞれの目線で捉えた生徒の情報を共有する。 |
| ○ チームで関わる | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーと連携し、生徒と関わったり、助言を得たりする。 |
| ○ チームでつなぐ | 教職員がそれぞれの立場で、生徒同士や生徒と周りの大人をつなぐ。 |

(2) 家庭・地域・関係機関との協力体制を確立しよう

学校と家庭とのよりよい協働を進めることは、互いのよさや役割の理解を深め、良好な人間関係づくりを後押しし、問題行動等の未然防止につながる。生徒の言動や変容について、学校と家庭で「情報共有」することに加え、学校が「一緒に～しましょう」という「行動連携」の姿勢をもつことで生徒への支援効果が高まる。「情報共有」や「行動連携」においては、保護者が伝えてよかったと思えるよう、保護者との信頼関係を深めることが大切である。

また、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図るため、地域との連携・協力を密にし、地域社会の教育力を有効に活用することが重要である。そのために、日頃から「開かれた学校」「信頼される学校」づくりを心がけ、地域の人々に学校行事や授業への参加を呼びかけたり、学校の様子や生徒指導の実態を地域に発信したりするとともに、地域の行事に生徒が進んで協力できるよう、積極的に地域の人々との結び付きを深めておく。

さらに、複雑化、多様化する問題に対しては、関係機関等と連携し、積極的な情報交換、役割を明確にした協力関係の構築等、日頃から生徒指導の充実に取り組むことが必要である。

4 教育相談の充実

- ・ 生徒の心を引き出すカウンセリングの方法やグループエンカウンター、ピアサポートプログラム、ソーシャルスキルトレーニング等を学び、教育相談に生かす。
- ・ 「心の専門家」としてスクールカウンセラーや、「社会福祉の専門家」としてスクールソーシャルワーカーを活用し、効果的な教育相談体制を確立する。

【参考資料】

<生徒指導リーフ（愛知県生徒指導推進協議会・愛知県教育委員会）>

- | | | |
|---|--|-----------|
| ・ No.1 「大切にしたい教師の言葉」 | | (平成25年3月) |
| ・ No.2 「“学校全体で”を意識した生徒指導を展開しよう」 | | (平成26年3月) |
| ・ No.3 「小さなサインが見えますか」 第1章～第5章(改編) | | (平成27年7月) |
| ・ No.4 「実効性のある校内生徒指導体制の確立に向けて」 | | (平成26年3月) |
| ・ No.5 「学校と関係機関等との連携の在り方」 | | (平成27年3月) |
| ・ No.6-1 「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」理論編 | | (平成28年3月) |
| ・ No.6-2 「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」小学校実践編 | | (平成29年3月) |
| ・ No.6-3 「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」中学校実践編 | | (平成29年3月) |
| ・ No.7-1 「児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくり」理論編 | | (平成30年3月) |
| ・ No.7-2 「児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくり」小学校実践編 | | (平成31年3月) |
| ・ No.7-3 「児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくり」中学校実践編 | | (平成31年3月) |
| ・ No.8-1 「学級経営の充実と個が生きる集団づくりの在り方」理論編 | | (令和2年3月) |
| ・ No.8-2 「学級経営の充実と個が生きる集団づくりの在り方」実践編 | | (令和3年3月) |
| ・ No.9-1 「自己有用感・自己肯定感を高め、絆を感じる集団づくりの在り方」理論編 | | (令和4年3月) |
| ・ No.9-2 「自己有用感・自己肯定感を高め、絆を感じる集団づくりの在り方」実践編 | | (令和5年3月) |

<その他>

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| ・ いじめの防止等のための基本的な方針(最終改定) | (文部科学省) | (平成29年3月) |
| ・ 生徒指導リーフLeaf.22 「不登校の数を『継続数』と『新規数』とで考える」 | (国立教育政策研究所) | (平成30年7月) |
| ・ 生徒指導提要(改訂版) | (文部科学省) | (令和4年12月) |